平成２４年（フ）第１７８号
山梨県甲府市富竹１丁目７番４号
破産者　株式会社ピアスアンドピアズ
１　決定年月日　平成25年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第４１３号
静岡県沼津市西添町28番１号
破産者　株式会社一撒
１　決定年月日　平成25年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１０５号
静岡県沼津市東沢田669番地の１
破産者　株式会社アキタ
１　決定年月日　平成25年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２４２号
愛知県岡崎市石神町２番地２、商業登記簿上の本店所在地愛知県岡崎市小呂町４丁目60番地１
破産者　トーア建設株式会社
１　決定年月日　平成25年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第４２５号
愛知県岡崎市板屋町221番地５
破産者　草間運輸株式会社
１　決定年月日　平成25年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０６号
愛知県岡崎市中島町字カラムシ１番地１
破産者　有限会社トライテック
１　決定年月日　平成25年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第１０７号
三重県津市高茶屋小森町43番地19　サニーハイツ102号
破産者　駒田　千浩
１　決定年月日　平成25年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１２号
滋賀県栗東市荒張1103番地81
破産者　有限会社八谷建設工業
１　決定年月日　平成25年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５１０号
岡山県倉敷市下津井２丁目２番16号
破産者　川上　早苗
１　決定年月日　平成25年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５２号
熊本市南区馬渡２丁目15番５号
破産者　有限会社イグジットラボ
１　決定年月日　平成25年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１３１号
宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋919番地
破産者　南邦興業株式会社
１　決定年月日　平成25年９月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１０９号
さいたま市桜区田島６丁目２番14号502
破産者　深野　康雄
１　決定年月日　平成25年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４２２号
さいたま市大宮区土手町１丁目220番地　サンコート小川305号
破産者　永野　友晴
１　決定年月日　平成25年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第４２３号
さいたま市大宮区土手町１丁目220番地　サンコート小川305号
破産者　永野奈津代
１　決定年月日　平成25年９月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４３６号
沖縄県那覇市小禄１丁目30番15―503号　ライオンズマンション小禄
破産者　平良　みよ
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第４３７号
沖縄県豊見城市字豊見城599番地　平良アパート205号
破産者　島村　　剛
１　決定年月日　平成25年９月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２９００号
札幌市東区北31条東９丁目２番25号　アイリス31―202
破産者　伊藤　勝裕
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６０号
北海道石狩市花川北４条２丁目166番地
破産者　松村　龍一
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１００２号
札幌市北区屯田４条１丁目１番31号
破産者　津嶋　好春
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０３５号
北海道北広島市泉町３丁目８番地２、住民票上の住所札幌市南区真駒内353番地１
破産者　井上　武憲
１　決定年月日　平成25年９月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部